

答 申

平成20年 6月12日

鳥取県知事 平井伸治 様

鳥取県個人情報保護審議会  
会長 寺垣琢生

鳥取県個人情報保護条例第2章第1節の実施機関に係る義務規定の  
適用が除外される場合について（答申）

平成20年4月21日付けで諮問のあったこのことについて、下記のとおり答申します。

記

1 「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」で定める公益認定事務において当該法人の役員等の欠格事由の審査を行うため、公益認定等総合情報システム及び他の行政庁から欠格事由該当性の判断に必要な役員等の個人情報を収集するときは鳥取県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第7条第4項第7号に定める例外事項として適当と認めます。

また、公益認定事務に係る法人の役員等の欠格事由の審査を行う他の行政庁及び公益認定等総合情報システムに対し、欠格事由該当性の判断に必要な当該法人の役員等の個人情報を提供するときは条例第8条第1項第7号に定める例外事項として適当と認めます。

2 公共事業者である県が、効率的な用地等取得のため、当該用地等の相続権利者に対して、他の権利者の個人情報を記録した資料（相続関係説明図）を提供する場合は条例第8条第1項第7号に定める例外事項として適当と認めます。

「収集制限」の「方法による制限」の例外事項

項 目	本人以外のものから収集することの相当な理由
<p>(公益認定事務)</p> <p>「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」で定める公益認定事務において当該法人の役員等の欠格事由の審査を行うため、公益認定等総合情報システム及び他の行政庁から欠格事由該当性の判断に必要な役員等の個人情報収集するとき</p>	<p>「当該事務自体の特殊性」</p> <p>事務の性質上、本人以外から収集することを想定しており、本人以外のものから収集しなければ事務の目的達成に支障を生ずるおそれがある。</p> <p>・ 「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第6条で、法人の役員等に一定の欠格条件に該当するものが含まれている場合は公益認定を受けることができない旨規定されているが、役員等本人から情報を収集したのでは客観性や正確性を担保できないため、本人以外（公益認定等総合情報システム及び他の行政庁）から情報を収集する必要がある。</p>

「提供制限」の「目的による制限」の例外事項

項 目	提供することの公益上の必要その他相当な理由
<p>(公益認定事務)</p> <p>公益認定等総合情報システム及び「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」で定める公益認定事務に係る法人の役員等の欠格事由の審査を行う他の行政庁に対し、欠格事由該当性の判断に必要な当該法人の役員等の個人情報を提供するとき</p>	<p>(1)「提供先の使用目的の公益性」</p> <p>「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第6条で法人の役員等に一定の欠格条件に該当するものが含まれている場合は公益認定を受けることができない旨規定されており、各行政庁(内閣府及び各都道府県)は公益認定事務の中で役員等(理事、監事及び評議員)の欠格事由の審査をする必要がある。</p> <p>また、認定事務を効率化し、速やかな認定をするためには、認定業務を行う全行政庁が役員等の情報をあらかじめ公益認定等総合システムに提供(登録)し、共同利用することが必要である。</p> <hr/> <p>(2)「実施機関が提供する必要性」</p> <p>役員等の欠格事由の審査を適正に行うためには、他の行政庁が保有する役員等の個人情報との突合が必要である。</p> <p>また、認定申請や役員等の就任のたびに、認定事務を行う行政庁が役員等本人の同意を得て他の全行政庁に照会を行い、照会を受けた各行政庁が役員等本人の同意を得て回答するのは困難であるため、内閣府と全都道府県が共同利用する公益認定等総合情報システムにあらかじめ役員等の個人情報を提供(登録)して、行政庁間において欠格事由に該当した役員等の情報を共同利用することにより、当該審査を効率的に行う必要がある。</p>

「提供制限」の「目的による制限」の例外事項

項 目	提供することの公益上の必要その他相当な理由
<p>( 用地等取得関係 )</p> <p>公共事業者である県が、効率的な用地等取得のため、当該用地等の相続権利者に対して、他の権利者の個人情報を記録した資料 ( 相続関係説明図 ) を提供する場合で、次の提供条件を満たすとき</p> <p>提供条件</p> <p>提供する個人情報の内容その他の事情を勘案して、当該個人情報の本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないこと。</p>	<p>( 1 ) 「提供先の使用目的の公益性」</p> <p>取得予定地等の相続権利者に他の権利者の個人情報を提供することにより、相続権利者が円滑に相続手続することができ、用地等取得事務を効率的に実施することができる。</p> <p>取得予定地等の相続手続がなされない場合、用地等取得の事務手続きが遅延し、公共事業の円滑な実施に多大な支障が生じる。</p> <p>( 2 ) 「実施機関が提供する必要性」</p> <p>特に、過去に相続手続がなされていない土地等について、相続権利者がすべての他の権利者の個人情報を収集するには、相当の時間と労力を要し、当該個人情報の提供がなければ、円滑な相続手続は困難である。</p>